

就職斡旋における個人情報適正管理要領

静岡産業大学就職斡旋に関する規程第11条（業務運営上の留意事項等）第3項の規定に基づき、キャリア支援課における個人情報の取扱要領を次のとおり定め、適正な管理、運営に努めるものとする。

- (1) 個人情報の取扱者を、職業紹介業務担当者であるキャリア支援課長とする。
- (2) 取扱者は、公共職業安定所から情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の修得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等へ出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるように配慮するものとする。
- (3) 取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む）の請求があった時は、遅滞なく訂正（削除を含む）を行うものとする。
- (4) 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合においては、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、キャリア支援課長とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。